

22年9月20日(月)

ホームレス猫への給餌についての意見ならびに質問書

●●●町会長 様

二本松アニマルポリス
yahoo!から「二本松アニマルポリス」で検索できます
〒960-8066 福島市矢剣町1-1-3 星野節子
024-563-7650 (tel fax)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。まだ一度もお目にも掛かりませんののに突然、このようなお手紙を差し上げる失礼をお許し下さい。当方は動物福祉の活動を行う立場にある二本松アニマルポリス・星野節子と申します。さて、用件ですが、貴自治会において、ホームレス猫への給餌妨害の立場からの回覧が配布されたという通報が複数件ありました。これについて、法的観点・道義的観点から考察し、質問をさせていただきます。お忙しい中、恐縮ですが、22年10月20日までにご回答のほど、お願い申し上げます。敬具

《質問事項》

- 1、給餌妨害(実質、動物虐待)の最高責任者の、お名前とご住所を教えてくださいませ。
- 2、給餌妨害を許す法的根拠はありませんが、違法性があると認識されたうえで、回覧されたのですか。

《公開討論会のお申し込み》

特定の人物の感性だけをよりどころに、動物愛護法に反する行為が自治会で行われている現状を、国民の皆様へ周知し、また、地域猫活動が法的にも道義的にも間違いではないことを国民の皆様へ周知したいと思います。そして、良識ある国民の皆様へ、給餌妨害のビラを回覧された方と当方の言い分のどちらが正しいのか、どちらが子供達の情操教育の観点からしても正しいのかを、審判して頂きたいものです。よって、公開討論会のお申し込みをさせていただきます。当方は顔・名前・住所を隠すことはしません。ご都合の良い日時をお知らせくださいませ。

《補足事項》

給餌者側が裁判で敗訴した例があります。福島市のある地域において、判例を板に貼り付けて看板を設置した校長がいました。過去の判例を持ち出して、給餌妨害を正当化しようとした校長の違法性について説明する為に、校長へ公開討論会を申し込んだところ、校長は速やかに看板を撤去しました。

《別添資料》

- 地域猫活動の公益性について ①
- 捕獲日予告ビラ